

神奈川県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		2.7E-2	2.0E+0	7.7E+1	79.2
64	エトフェンプロックス	1.3E+2	2.1E+1	1.2E+2	6.9E+1	337.1
117	テブコナゾール				9.7E+0	9.7
139	トラロメトリン			2.0E+1	6.3E+0	25.9
140	フェンプロパトリン			1.5E+1		15.0
153	テトラメトリン	1.1E+3	2.6E+1	1.2E+3	3.2E-1	2,352.7
181	ジクロロベンゼン	2.5E+3	5.8E+2			3,066.1
225	トリクロルホン		2.1E+1			20.6
251	フェニトロチオン		4.0E+2	1.8E+1		421.8
252	フェンチオン	2.8E+1	1.6E+2	2.8E+1		217.4
256	デカン酸				7.6E+0	7.6
350	ペルメトリン	2.5E+2	1.2E+2	1.6E+2	1.8E+2	711.7
405	ほう素化合物		3.2E-1	2.9E+2	6.4E+0	293.1
427	カルバリル			9.4E+2		944.2
428	フェノプカルブ			9.6E+1	4.6E+2	554.5
457	ジクロールボス	4.9E+2	1.8E+3			2,305.0
合 計		4.5E+3	3.2E+3	2.9E+3	8.1E+2	11361.6

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等